

令和4年7月8日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

傷害事件を起こした職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

健康福祉局 係長

2 処分内容

減給1月（10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和4年7月8日

4 処分の概要

被処分者は、平成31年3月22日、帰宅途上に酒に酔った状態で電車に乗り込んだ際、電車内で男性1人を殴打し、怪我を負わせ、現行犯逮捕されたもの。

当該行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

※ 本事案については、現行犯逮捕からこれまで送致に至っていない状況が続いていたが、これ以上の進展はないものと判断し、暴行罪による公訴時効期間（3年）を参考とし、この期間を経過したことをもって、このたび懲戒処分を行ったもの。

以上